

相続税計算の流れと改正前後の違いを押さえよう

相続税額の計算の基本とともに、改正のポイントについて図解を用いて解説します。

①②⑥ 佐藤 正明 税理士・社会保険労務士
③～⑤ 藤本 吉 ファイナンシャル・プランナー

1 相続税の計算方法



相 相続税の計算の流れは図解のとおりです。「課税される財産の額（課税価格の合計額）」を求め、基礎控除額を差し引き

「課税される遺産の総額（課税遺産総額）」を求めます。これを各相続人が法定相続分に応じ取得したものととして「相続税の総額」を求めます。

以下では図解に沿って解説を進めます。

① 遺産総額

遺産の総額を計算します。

② 課税価格の合計額

遺産総額から債務等を差し引き、課税価格の合計額を計算します。

③ 課税遺産総額

②から基礎控除額を差し引くと課税遺産総額が計算できます。

④ 相続税の総額

各人が法定相続分に従って相続したものととして、速算表を用いて各人の相続税額を求めます。この

合計数字が相続税の総額です。

※各人の個別の事情も反映

⑤ 各人が負担する税額

④を各相続人が実際に取得した財産の割合で按分します。

⑥ 個別の事情の反映

⑤に⑦～⑩の個別の事情を反映し、各人の納付税額を求めます。

⑦ 相続税額の2割加算

配偶者と子（代襲相続人である孫等を含む）、父母等（1親等の血族）以外の人が財産を取得した場合は、原則として2割相当額を加算します。被相続人の養子となつた被相続人の孫（代襲相続人を除く）も対象となります。

⑧ 配偶者の税額軽減

配偶者の相続財産が法定相続分または1億6000万円までは、配偶者が負担すべき相続税額が免除されます。

⑨ 暦年贈与による贈与税額控除
相続開始前3年以内の贈与財産

を加算した場合は、それに対応する、過去に納付した贈与税額を控除できます。

⑩ 未成年者控除

相続人が20歳未満の場合に適用されます。控除額は10万円×(20歳－相続開始時の年齢(1年未満切捨て))です。

⑪ 障害者控除

相続人が障害者である場合に適用されます。控除額は10万円(特別障害者は20万円)×(85歳－相続開始時の年齢(1年未満切捨て))です。

⑫ 相次相続控除

当該相続開始前10年以内に発生した相続で被相続人が財産を取得し、相続税を納付していた場合は一定額が控除されます。

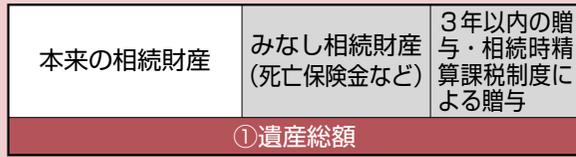
⑬ 外国税額控除

被相続人の海外における財産について、相続税に相当する税金を海外で課された場合は一定額が控除されます。

⑭ 相続時精算課税制度

本制度で贈与された財産について、贈与税を納付している場合はその税額を控除します。

●相続税の計算方法



①遺産総額を計算!

本来の相続財産＋みなし相続財産＋相続開始前3年以内の贈与＋相続時精算課税制度による贈与



②課税価格の合計額を計算!

遺産総額－非課税財産－債務・葬式費用



③課税遺産総額を計算!

課税価格の合計額－基礎控除額(3000万円＋法定相続人数×600万円)



④相続税の総額を計算!

課税遺産総額を法定相続分どおりに相続したと仮定して各相続人の取得金額を計算し、それぞれに相続税の累進税率を乗じて税額を求める(この合計が相続税の総額)。

法定相続分に応じた税額＝取得金額×税率－控除額

取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円



⑤各人の負担する税額を計算!

相続税の総額 × $\frac{\text{各人が実際に取得した財産の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}}$



⑥個別の事情による調整!

2割加算／配偶者の税額軽減／暦年贈与控除
未成年者・障害者控除／相次相続控除
外国税額控除／相続時精算課税制度